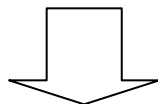


要介護認定申請から認定結果までの流れ

①要介護認定申請



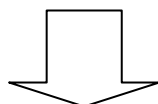
②調査の実施

主治医意見書の作成依頼

医学的な意見を求めるため、市が申請者の主治医に依頼し、意見書を作成してもらいます。

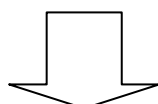
訪問調査の実施

市の職員や市から委託を受けた居宅介護支援事業所等のケアマネジャーが申請者を訪問し、心身の状態を調査します。



③介護認定審査会の審査・判定

訪問調査の結果と主治医意見書をもとに介護認定審査会（医療・保健・福祉の専門家で構成）で審査し、どのくらい介護が必要となるか要介護度を判定します。



④認定結果の通知

申請者に結果をお知らせします。

※ 要介護度の詳細は次ページ
「要介護度別の状態像」を参照

要
介
護
度

- ・要支援1
- ・要支援2
- ・要介護1
- ・要介護2
- ・要介護3
- ・要介護4
- ・要介護5

自立（非該当）

■要介護度別の状態像

要支援状態または要介護状態については、おおむね次のような状態像が考えられます。

自立 (非該当)	歩行や起き上がりなどの日常生活上の基本的動作を自分で行うことが可能であり、かつ、薬の内服、電話の利用などの手段的日常生活動作（※1）を行う能力もある状態
要支援1	日常生活上の基本動作については、ほぼ自分で行うことが可能であるが、日常生活動作（※2）の介助や現在の状態の防止により要介護状態となることの予防に資するよう、手段的日常生活動作において何らかの支援を要する状態
要支援2	要支援1の状態から、手段的日常生活動作を行う能力がわずかに低下し、何らかの支援が必要となる状態
要介護1	要支援2の状態から、手段的日常生活動作を行う能力が一部低下し、部分的な介護が必要となる状態
要介護2	要介護1の状態に加え、日常生活動作についても部分的な介護が必要となる状態
要介護3	要介護2の状態と比較して、日常生活動作及び手段的日常生活動作の両方の観点からも著しく低下し、ほぼ全面的な介護が必要となる状態
要介護4	要介護3の状態に加え、さらに動作能力が低下し、介護なしには日常生活を営むことが困難となる状態
要介護5	要介護4の状態よりさらに動作能力が低下しており、介護なしには日常生活を行うことがほぼ不可能な状態

手段的日常生活動作（※1）

炊事・洗濯・掃除等の家事、買い物、金銭管理、趣味活動、公共交通機関の利用、車の運転などの活動をいう。

日常生活動作（※2）

食事、排泄、更衣、整容、入浴、座位、歩行や起き上がりなど生活するために毎日繰り返される基本的な動作をいう。